特定非営利活動法人秋田いのちの電話定款

平成13年 4月22日　設立総会
平成13年10月19日　認証
平成13年11月 6日　登記
平成22年 7月21日　改正

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人秋田いのちの電話という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を秋田市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、孤独と絶望の中で精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている人々にボランティア電話相談員による対話の場を提供し、その人が自らの力で生きる勇気を見出していけるよう援助する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号以下「法」という。）第２条別表１号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）に関する活動を行う。

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

（１）ボランティア電話相談員による電話相談活動に関すること。
（２）秋田いのちの電話の広報活動に関すること。
（３）ボランティア電話相談員の募集及び養成訓練に関すること。
（４）秋田いのちの電話に関する講演会、公開講座の開催に関すること。

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次に掲げる３種とし、正会員をもって法における社員とする。

（１）正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）維持会員（資金ボランティア会員）
この法人を財政面から支えるために入会した個人及び団体。

（３）特別会員
この法人に功労があった者又は学識経験者で特別会員として理事会において承認された個人若しくは団体。

（入会）
第７条　正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
（１）この法人の目的に賛同していること。
（２）相談者及び電話相談員のプライバシーに関する守秘義務を守れること。
２　正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
４　維持会員になろうとする者は、初回入金時、維持会費である旨申し出るものとする。
５　特別会員に承認された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。
（会費）
第８条　この法人の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。
（１）退会届の提出をしたとき。
（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
（３）継続して２年以上会費を滞納したとき。
（４）除名されたとき。
（退会）
第１０条　会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。
（１）この定款に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
（拠出金の不返還）
第１２条　既納の会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第１３条　この法人に次の役員を置く。
（１）理事　３人以上
（２）監事　２人
２　理事のうち、１人を理事長、２人を副理事長とする。
（選任等）
第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分

の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
（職務）
第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及びこの法人の理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）　理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）　この法人の財産の状況を監査すること。
（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）　前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
（任期等）
第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（欠員補充）
第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
（報酬等）
第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（職員）
第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　　顧問

（顧問）

第２１条　この法人に、顧問若干名を置くことができる。

２　顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

３　顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第６章　　総会

（種別）

第２２条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２３条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２４条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散、合併

（３）事業計画及び活動予算

（４）事業報告及び活動決算

（５）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（６）会費の額

（７）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４８条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（８）その他運営に関する重要事項

（開催）

第２５条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）第１５条第４項第４号の規定のより、監事から招集があったとき。

（招集）

第２６条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２７条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２８条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２９条　総会における議決事項は、第２６条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とすると。

２　総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３０条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定に表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用においては出席したものとみなす。

（議事録）

第３１条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員総数及び出席者数（表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　　理事会

（構成）

第３２条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３３条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３４条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３５条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以

内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。
（議長）
第３６条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
（議決）
第３７条　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第３８条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
（議事録）
第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者があっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第８章　資産及び会計

（資産の構成）
第４０条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）会費
（３）寄付金品
（４）財産から生じる収益
（５）事業に伴う収益
（６）その他の収益
（資産の管理）
第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（会計の原則）
第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（事業計画及び予算）
第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
（予備費の設定及び使用）
第４５条　予算超過又は予算外の支出に充てるために、予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
（事業報告及び決算）
第４６条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第４７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
（臨機の措置）
第４８条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第９章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第４９条　この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
（１）　目的
（２）　名称
（３）　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（４）　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
（５）　社員の資格の得喪に関する事項
（６）　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
（７）　会議に関する事項
（８）　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（９）　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
（10）定款の変更に関する事項
（解散）
第５０条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併

（5）破産
（6）所轄庁による設立の認証の取り消し
2　前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第51条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の4分の3以上の同意にもって選出された特定非営利活動法人、財団法人又は社団法人に帰属するものとする。
（合併）
第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章　公告の方法

（公告の方法）
第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章　雑則

（細則）
第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず次の金額とする。

（1）正会員		会費年額	10,000円
（2）維持会員	個人A	会費年額	10,000円
	個人B	会費年額	5,000円
	個人C	会費年額	3,000円
	団体A	会費年額	100,000円
	団体B	会費年額	50,000円
	団体C	会費年額	10,000円
（3）特別会員		会費年額	なし

3　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　佐藤　怜
副理事長　稲村　茂
副理事長　高橋郁夫

理事　　阿部恒夫
同　　雲然俊美
同　　佐々木久長
同　　玉川純雄
同　　山口顯辰
同　　吉岡尚文
監事　　越中谷正美
同　　山田正行

4　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１５年３月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6　この法人の設立当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、成立の日から平成１４年３月３１日とする。